

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜3、4号機（610）、大飯3、4号機（570）」
2. 日時：令和2年6月30日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 電気設備グループ マネジャー※ 他4名※

## 5. 要旨

- (1) 関西電力より、大飯発電所及び高浜発電所の設計及び工事計画認可申請（高エネルギーアーク放電による火災発生防止のための対策工事）について、資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。  
○新たに設置する保護継電器について、接続するとしている非常用DGへの悪影響に対する措置のうち保護継電器の偶発的な故障による悪影響に対する措置について、具体的に説明すること。
- (3) 関西電力より、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・資料① 追設保護リレーに伴う非常用ディーゼル発電機の健全性及び非常用ディーゼル発電機の停止に係る基本設計について
- ・資料② 大飯発電所3・4号機 高浜発電所3・4号機 工事計画認可申請書 補足説明資料

以上